

三條市立大学 note 記事制作業務委託仕様書

1 業務の目的

本業務は、三條市立大学（以下「本学」という。）の教育、研究及び人材に関する情報を、note を活用して広く発信することにより、本学の認知向上及びブランド価値の向上を図ることを目的とする。

2 履行期間

令和 8 年 8 月上旬から令和 9 年 3 月 31 日まで
期間満了後は、本学と受託者の合意により 1 年ごとに契約を更新する場合がある。

3 業務内容

受託者は、本学の指示に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 記事企画の提案

- ・テーマに基づく記事の構成案の作成
- ・読者層を意識した切り口の提案

(2) 取材業務

- ・教職員、学生、卒業生等へのインタビュー実施
- ・オンライン又は対面による取材対応

(3) 記事制作業務

- ・記事本文の執筆
- ・見出し、リード文等の作成
- ・読みやすさに配慮した構成整理

(4) 編集・修正対応

- ・本学からの指示に基づく修正対応
- ・内容確認に伴う調整作業

(5) その他附帯業務

- ・本業務に必要な連絡調整
- ・公開に向けた軽微作業

4 記事テーマ

本業務における記事テーマは、主に以下の 3 区分とする。

(1) 研究紹介記事

- ・教員の研究内容及び特徴の紹介
- ・研究の社会的意義及び将来展望の提示

(2) 学長記事

- ・学長インタビュー
- ・教育理念及び大学運営に関する発信

(3) 卒業生記事

- ・卒業生のキャリア及び活躍の紹介
- ・学びと社会とのつながりの可視化

5 予定記事本数

- ・研究紹介記事 12 本
- ・学長記事 12 本
- ・卒業生記事 12 本 合計 36 本

※上記は年間想定本数である。

※本契約期間（令和 8 年 8 月上旬から令和 9 年 3 月まで）における制作本数は、約 21 本程度を想定しているが履行期間に応じて減少する見込みである。

※本業務は複数の受託者に分割して発注する。受託者ごとに担当する本数は異なる。

※発注数量は保証するものではなく、本学の判断により調整する。

6 発注方法

- (1) 記事単位又は複数記事単位で発注する。
- (2) 受託者の実績、得意分野及び履行状況を踏まえ、本学が個別に発注内容を決定する。
- (3) 特定の受託者が全ての業務を担当するものではない。

7 成果物

- (1) 記事原稿（Word データ）2000～3000 文字程度
- (2) 構成案その他必要資料
- (3) 本学が指示する関連資料

※形式は本学の指示に従うものとする。

8 納期

個別の記事ごとに、本学と受託者の協議により定める。

9 費用の取扱い

本業務に係る費用には、以下の経費を含むものとする。

- ・企画立案費
- ・取材費（交通費、オンライン費等を含む）
- ・記事執筆費

- ・編集・構成費
- ・修正対応費
- ・その他本業務の履行に必要な諸経費

※これらはすべて契約単価に含めるものとし、原則として別途精算は行わない。

10 著作権等の取扱い

- (1) 本業務により作成された成果物に係る著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する全ての権利を含む。）は、対価の支払いをもって、本学に帰属するものとする。
- (2) 本学は、成果物について、媒体、地域、期間の制限なく、自由に使用、複製、編集、改変、公表及び二次利用を行うことができるものとする。
- (3) 受託者は、成果物について著作者人格権を行使しないものとし、本学又は本学が指定する第三者による改変、編集、公表等について異議を申し立てないものとする。
- (4) 受託者は、本学の事前の承諾を得ることなく、成果物を第三者に提供し、又は他の用途に使用してはならない。
- (5) 成果物に第三者の著作物を使用する場合は、受託者の責任において必要な権利処理を行うものとし、これに起因する紛争等については受託者が責任を負うものとする。

11 機密保持

受託者は、本業務の履行により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

12 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、本学と受託者が協議の上決定する。
- (2) 業務上疑義が生じた場合は、速やかに本学に報告し、指示を受けること。

以上